

## 各区の地域福祉アクションプランを推進していくための支援

### 1 各区の地域福祉アクションプランの策定と推進の経過

#### 地域福祉アクションプランの策定

地域のすべての人が相互に協力しながらだれもが地域で安心して暮らせる地域づくりをめざしていくという「地域福祉」の推進には、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するしくみづくりが市民一人ひとりの生活圏で行われる必要があります。

政令指定都市である大阪市では各種サービス提供の基本となる単位は区となっていることから、大阪市では、第1期の地域福祉計画において、地域福祉推進の理念や地域福祉を推進するために必要となる市全体の大枠のしくみづくりの方向性を定めるとともに、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するしくみづくりのために、区レベルの公私協働による行動計画である地域福祉アクションプラン(以下、本文では「アクションプラン」という。)の策定を支援することとしました。

第1期計画に基づき、平成18年度までに全区でアクションプランが策定されました。

アクションプランの策定にあたっては、各種施策の身近な窓口である区役所・区保健福祉センターと、地域福祉を推進してきた区社会福祉協議会が合同で事務局を担い、「すべての市民が参加できる」ことを目標の一つに掲げて、地域に関わる幅広い人々や団体等が参画し、話し合いを重ね、住民主体で進められました。

その策定過程において、画一的な手法を用いず各区の独自の策定方法により取り組まれてきたことは注目すべき点であり、また策定されたアクションプランも、地域の実情や市民の意見が反映された各区それぞれの特徴をもつものとなっています。

#### 地域福祉アクションプランの推進

アクションプランの推進にあたっては、区役所・区保健福祉センターと区社会福祉協議会が引き続き合同事務局として活動を支援するとともに、各区での実情に応じて地域に関わる幅広い人々や団体等が参画したアクションプラン推進委員会や部会等が組織され、多くの参加を呼びかけながら多様な活動により地域の課題の解決をめざしているところです。

こうした取り組みを通じて、これまで地域福祉活動へのつながりがなかった人や団体等の広範な参加・参画により、地域福祉活動が一層活性化されることになりました。また、住民主体で企画された取り組みから区役所において区事業として位置づけられる事業も出てきています。このように、公私協働で策定されたアクションプランに基づき、地域のよさや課題を確認し合いながら、地域福祉の推進をめざした取り組みが着実に進められています。

## 地域福祉アクションプランの策定・推進に対する市全体での支援

各区におけるアクションプランの策定や推進が円滑に行われるためには、各区の合同事務局による支援とともに、市全体の地域福祉を進める観点からの支援が必要です。

その支援のため、大阪市に設置する「大阪市地域福祉推進委員会（平成17年度までは大阪市地域福祉計画推進委員会）」、大阪市社会福祉協議会に設置する「大阪市地域福祉活動推進委員会」において、アクションプランの策定及び推進についての報告、審議を行っています。また、策定段階ではそれぞれの委員会にプランの策定を技術的に支援する部会を設け、アクションプランが推進段階に入った平成18年度以降は、地域福祉推進委員会のもとにアクションプランの推進や具体的なしくみづくり等を検討する「地域福祉研究部会」を設置するとともに、地域福祉活動推進委員会のもとにアクションプランの推進支援を行う「地域福祉活動支援部会」を設置しています。また、大阪市社会福祉協議会に、学識経験者等の協力を得ながら、アクションプランの策定、推進に向けた技術的支援を行うアドバイザー会議を設置しています。さらに、大阪市と大阪市社会福祉協議会が連携して、各区の合同事務局担当者の情報交換や研修の場を提供しています。

また、推進支援のための具体的な取り組みとして、大阪市では、平成18年度からの3年間、アクションプラン推進を軌道にのせるための支援策として、「地域福祉アクションプラン推進フロンティア事業（以下、「フロンティア事業」という。）」や市全体での「地域福祉アクションプラン推進大会」を行いました。

フロンティア事業は、アクションプランの推進過程で見出された地域の課題を解決するための先駆的な取り組みに対しその経費を助成する事業で、3年間で19区45事業に経費を助成しました。全区一律に助成するのではなく、助成を希望する事業について区アクションプラン推進委員会からの申請により事業説明（公開プレゼンテーション）を行い、選考委員会において事業内容や経費を審査のうえ、対象事業の採択や助成額（補助金申請額）の決定を行いました。「選考委員会での評価に基づき、補助対象事業を採択し助成額を決める」というしくみであるため、応募された事業は年を追うごとに「地域福祉」を重点とした企画へと進展するなど、事業の企画力や表現力が向上しています。

また、市全体での「地域福祉アクションプラン推進大会」により、各区の先駆的な取り組みや推進状況の報告を通じて他の参考となるアクションプランの取り組みを広く紹介することにより、よりよい地域づくりをめざして各区のアクションプランそれぞれの取り組みに反映されたり、住民の意識の高揚などに結びつきました。

## 区政改革と区の特성에 応じた施策展開

大阪市では、区の特성에 応じた施策を展開することができるよう「区政改革」を推進しています。そのなかで、予算に関する区長権限が強化され、区におけるアクションプラン推進支援にかかる予算権限が区へ移譲されるとともに、区予算の創設により個性や特色ある事業が展開できるようになりました。また、区長のもとで区の特性に 応じた柔軟かつ効果的な組織運営ができるようになるなど、区全体のまちづくりと一層連動した地域福祉を進めていくことができるようになりました。

## 2 地域福祉アクションプランの成果と課題

大阪市では、第2期の大阪市地域福祉計画を策定するにあたり、大阪市社会福祉協議会と共同で、各区でアクションプランの策定・推進に関わっている人々に対し、第1期の地域福祉計画や地域福祉活動計画で示されている観点から、アクションプランの策定・推進についての自己評価を行うアンケート調査を実施しました。その調査結果と大阪市地域福祉推進委員会における意見などから明らかになったアクションプランの成果と課題は次のとおりとなっています。

### 《地域福祉アクションプランの取り組みを通じた主な成果》

- ・従来の地域活動の担い手に加え、新たな層の人々の参加や新たなつながりづくりのきっかけとなった。
- ・住民の発想や意見を地域福祉の活動や事業に反映できる場ができ、区・地域の特性に応じた新たな活動が生まれた。
- ・地域の生活課題を認識し、地域の中で共有化するきっかけとなった。
- ・フロンティア事業で、住民自身が事業説明（公開プレゼンテーション）を行い市全体で講評・選考されることで、事業の企画力、表現力が向上した。
- ・市全体での発表や情報交流により、他の取り組みに触発された新たな企画が生まれるといった相乗効果があった。

### 《地域福祉アクションプランの主な課題》

- ・事業やイベントへの「参加」は広がったが、推進の中心的な担い手としての「参画」が固定化し、新たな層の人々との連携や協働が十分に図れていない面がある。
- ・既存施設や既存の活動などの地域の社会資源について、住民の創意工夫による活用が十分に図れていない面がある。
- ・地域のつながりづくりに重点を置き、社会的援護を必要とする市民を支援するといった、地域福祉推進を目的にするアクションプランならではの活動への深化、絞り込みが十分ではない。
- ・こんなまちにしていきたいという地域の将来像を描き、具体的にプランを推進していく方策について、明確でない面がある。

アクションプランを一層推進し、「福祉コミュニティ」の形成につなげていくためには、これらの成果と課題を踏まえ、引き続き各区・地域での実情に応じたアクションプランの取り組みを支援していくことが必要です。

### 3 地域福祉アクションプランの推進支援

#### (1) 推進支援の視点

アクションプランは、各区で市民・団体等が主体性を発揮し、独自性を活かしながら取り組んでいくものであり、大阪市では、市全体の地域福祉を進める立場から、各区のアクションプランの推進支援にあたっては、次のような視点で取り組みます。

#### 「地域福祉力」が根づくための支援

##### ■ア 地域でのつながりづくりに着目した支援

地域福祉は地域のすべての人が相互に協力しながら、だれもが地域で安心して暮らせる地域づくりをめざしています。

これまでのアクションプランの取り組みでは、地域の住民やさまざまな団体・事業者等が参画してさまざまな活動や事業が進められ、新たなつながりづくりのきっかけになってきました。

地域福祉を一層推進していくためには、これまでのつながりづくりの成果を活かし、地域の住民やさまざまな団体等がお互いを理解し、役割を分担しながら協働し、柔軟に対応していくことが重要です。

アクションプランに基づく取り組みでは、地域で生活していくうえで一人ひとりが直面している課題で、一個人やひとつの団体では解決しにくい課題の解決に取り組み、「すべての人が社会的に孤立したり排除されたりすることなく地域で暮らせるまちづくり」につながるような取り組みを進めていく視点が重要です。

##### ■イ 地域の社会資源の有効活用のための支援

地域福祉は、地域の住民や行政をはじめ、さまざまな組織、団体等のすべての力で、「協働」してつくりあげていくものです。地域福祉の担い手は、地域に住んでいる住民だけでなく、勤労者や学生、企業も地域の一員となります。また、各種福祉サービスを提供する社会福祉法人や民間事業者、地域で活動するボランティア団体、NPO、当事者団体なども地域福祉の担い手となります。

地域には、さまざまな担い手による多様な活動、それぞれの専門的知識や技術、施設等の空間など、多様な人的・物的資源があります。地域福祉を円滑に推進していくためには、住民の創意工夫で地域の社会資源の有効活用や地域における寄付文化の創出につなげていく視点が重要です。

##### ■ウ 身近な生活圏域に着目した支援

福祉コミュニティの形成をめざしてより具体的な取り組みを推進していくためには、より身近な生活圏域として、おおむね小学校区を範囲とする地域で取り組んで

いくことが重要です。それは必ずしも全地域一律の活動である必要はなく、各地域に共通する生活課題の解決に向けて、モデル的に解決策を検討していく方法も視野に入れ、地域における地域福祉推進体制とも連動しながら、それぞれの地域での実情に応じた身近な課題を解決する取り組みを進めていく視点が重要です。

## 一層の推進に向けて

### ■ア 合同事務局の役割

公私協働により地域福祉を推進するアクションプランにおいて、区役所・区保健福祉センターと区社会福祉協議会は、それぞれの機関のもつ強みや特性を活かした連携をしながら、合同事務局として活動を支援していくことが引き続き必要です。住民主体で地域の生活課題の解決を図っていこうとする「地域福祉力」が根づいていくには、合同事務局が主導する形で取り組みを進めるのではなく、継続的に地域福祉の担い手である住民が無理のない範囲で主体的に活動できるような支援が必要です。住民にすべてをゆだねるというものではなく、それぞれの機関のノウハウや専門性を活かしながら、活動を進めるうえでの課題整理の支援や的確な助言ができるようなものである必要があります。

### ■イ 評価のしくみ

アクションプランに基づく取り組みを、社会経済の状況や地域のニーズを踏まえて的確に推進していくためには、進捗状況の評価を行い、それを踏まえた具体的な推進方策についての検討を行うことが大切です。

大阪市地域福祉計画と同様、アクションプランの推進においても「PDCAサイクル」(4ページ)を活用するなど、進捗状況を把握して成果や課題を整理し、次のステップにつなぐサイクルを確立していくことで、より効果的な取り組みとしていくことができます。状況によっては、アクションプラン自体を、より地域での実情に即した形に改定していくことも考えられます。

市全体としても、第三者による評価や学識経験者等の協力を得ながら助言が行われるしくみ等の検討を進めるなど、区や地域での評価のしくみを構築する必要があります。

## **(2) 具体的な支援策**

アクションプランに基づく取り組みが、今後、住民主体で地域の生活課題の解決を図っていかうとする「地域福祉力」として真に根づき、福祉コミュニティの形成をめざすため、大阪市では、市全体の地域福祉を進める立場からの支援として、次のことに取り組んでいきます。

### **地域福祉の観点を重視した企画力・表現力の向上に向けた支援**

アクションプランによる地域の生活課題の解決に向けた取り組みとして、地域で住民主体の持続的な展開ができるよう、地域福祉の観点を重視した企画力や市民参画・協働を広げるために必要な表現力の向上を図るとともに、その企画が福祉コミュニティの形成に向けた企画であるかを評価されることによって、地域福祉力の向上に向けた意識が醸成されるよう、発表・審査及び事業実施後に活動成果の評価を行う場を提供します。

### **地域福祉の課題解決に向けた取り組みへの支援**

アクションプランの推進過程で見出された課題の中には、既存の地域活動団体と新たな担い手であるボランティアやNPOとの協働、取り組みのための自主財源の確保、活動の透明性の確保など、市全体で共通した地域福祉に関わる課題があります。これらの課題の解決に向け、学識経験者等とアクションプランの担い手である地域住民や合同事務局が連携して、問題点の整理と解決策のモデルを示すための検討、検証を行う場を提供し、課題解決のノウハウを蓄積し、有効な課題解決策の一つとして全区に示すことにより、課題解決力を向上させ、地域福祉の一層の推進につなげます。

### **効果的な情報発信による「地域福祉力」の向上に向けた支援**

活動を進めていくうえで「情報」は重要な役割を果たします。各区・地域における地域福祉力の向上に向けた先駆的な取り組みをノウハウとして蓄積し、全区で共有化することは、大阪市全体の地域福祉力の向上に結びつきます。

また、その取り組みを各方面に伝えていくことは、新たな協力や参加者を得るなど、自分たちの活動の輪の広がりにつながります。また、他の地域で取り組まれていることを知れば自分たちの活動の参考になり、連絡を取りあって協力していくこともできます。さらに自分たちの取り組みが多くの人に伝えられ、反響があれば、次の活動への活力になります。

そこで、効果的な情報発信と共有化を図る市全体の取り組みとして、地域福祉力の向上に向けた先駆的な取り組みについて、シンポジウムなどのイベントやさまざまなメディアを組み合わせることで効果的に情報発信と共有化をすることで、担い手の活動意欲を高めるとともに、地域における取り組みの輪を広げ、事業のさらなる推進につなげます。

区名	基本理念・テーマ
北 区	住民みんなが安心と安全を実感するまちづくり
都 島 区	人権尊重・自己実現・安心といきがい 「やさしさ広げよう わがまちふるさと都島」
福 島 区	あなたが創る みんなのまち
此 花 区	みんなでつくろうみんなのまちを
中 央 区	中央区 あなたも私もみんなが主役
西 区	たすけあい・元気づくり・まちづくり 「いつまでも 住みつづけたいまち 西区を みんなの手でつくろう！」
港 区	みんなでつくろう!!いいまちつくろう!!
大 正 区	みんなの自慢のまちづくり
天王寺区	『住民みんなで作る 新しい時代の やさしくあたたかい 品格ある まちづくり』
浪 速 区	わたしたちがつくる浪速の地域福祉【わになるなにわ】
西淀川区	気軽にお節介 顔のみえる にしよどがわ
淀 川 区	私たちが暮らすまちのさまざまな課題を私たち一人ひとりが考え、工 夫、協力して解決していきましょう！
東淀川区	一人ひとりが主人公
東 成 区	みとめあい ささえ つなごう こころのわ
生 野 区	「人権の尊重」「住民主体」 「利用者本位」「安心と安全」 「社会的孤立や排除をおこさせないまちづくり」 「公・民協働」
旭 区	あさひ あったか まちづくり計画
城 東 区	誰もが安心して暮らせる“あたたかいまちづくり”をめざして
鶴 見 区	安全に安心して自分らしくいきいきと暮らす
阿倍野区	できることから始めましょう！
住之江区	「まちの駅」づくり(駅はいろんな人が利用し、行き交う場所)
住 吉 区	みんなが主役のまち・ふれあいと思いやり あふれるまちをめざして
東住吉区	みんなの力で支え合い、住みつづけられる東住吉区へ
平 野 区	みんなで「住みよい平野」を目指して活動を進めていくため、 誰でも参加でき 情報や人材がうまく結びつき 状況に応じた活動が生み出せる しくみをつくっていきます
西 成 区	みんなでつくろうよ！西成のまち つながりをもとめて

**資料 【地域福祉アクションプラン推進強化期間における支援策】**

各区の地域福祉アクションプランを軌道にのせるため、平成18年度から20年度までの3年間で推進強化期間として、次の支援策を行いました。

**地域福祉アクションプラン推進フロンティア事業**

アクションプランの推進過程で見出された地域の課題を解決するための先駆的な取り組みに対し、事業費の一部を助成しました。

フロンティア事業補助金決定の流れ

助成希望事業について区アクションプラン推進委員会より応募 書類審査・区アクションプラン推進委員会による事業説明（公開プレゼンテーション） 選考委員会において採択事業及び補助金申請額を決定 大阪市へ補助金申請 補助決定

年度別採択事業一覧

平成18年度（13区14事業）

区名	事業名称	区名	事業名称
福島区	マンションde子育てサロン事業	西淀川区	モデル地域『気軽にお節介』押しかけ事業
福島区	駄菓子屋さんがあるで！事業	東淀川区	福祉総合マップの作成事業
此花区	つながりのあるまち大作戦事業	旭区	安心・安全なまちづくりを進めよう事業
中央区	HANDS ちゅうおう地域社会資源マップ作り事業	阿倍野区	第2回あべの愛博覧会事業
大正区	地域まるごとだんらんクッキング事業	住吉区	「もっと子ども見守り隊」地域フォーラム2006事業
天王寺区	子育て愛あいフェスティバル事業	平野区	医療機関マップ(外国語版)作成事業
浪速区	区地域福祉アクションプラン広報・周知・活動者募集	西成区	アクションプランの啓発とつながりづくり事業

平成19年度（14区17事業）

区名	事業名称	区名	事業名称
福島区	SOS！向こう三軒両隣～ワークショップ・フォーラム・そして地域へ～事業	東成区	高齢者支援『おまもりネット』事業
此花区	タイムスリップ伝説3丁目の夕日事業	生野区	校下社協による福祉のまちづくり事業
中央区	『地域子育て応援団』を立ち上げよう！子育て支援キャンペーン～楽しく子育て！ひろげよう子育て支援の輪～事業	生野区	DV(ドメスティックバイオレンス)防止啓発事業
港区	マップ作りプロジェクト事業	阿倍野区	わんわんパトロールの推進事業
港区	皆と(みなと)花いっぱいコンサート事業	住吉区	あつめよう！ひろげよう！すみちゃんネット！～地域特派員・かわら版による地域活性化～事業
大正区	ハロー大正案内ダイヤル事業	平野区	住民参加によるメンタルバリアフリー推進事業～含翠堂(がんすいどう)のこころに学ぶ人づくり活動～事業
西淀川区	顔の見える子育て家庭応援事業	西成区	バルーンアート活動による新たなつながりづくり事業
西淀川区	高齢者110番ネット事業		
淀川区	Do！ほっこり市事業		
東淀川区	地域福祉情報発信基地の開設～コミュニティスポット事業		



平成20年度(12区14事業)

区名	事業名称	区名	事業名称
此花区	“こころのかけ橋”交流便事業	旭区	旭しょうぶ大学～居場所づくりの技を身につけませんか～事業
中央区	ご近所パワーで助け合いの地域づくり事業	旭区	「あったかまちづくり基地」発進に向けて事業
浪速区	昭和のなにわ わたしの暮らし～古くて新しい出会いの場～8ミリフィルムを使った住民懇談会の開催と人材育成事業	住之江区	南港『こどものえき』事業
西淀川区	子ども目線の顔の見える地域づくり事業	住吉区	もっと探そう!地域のふれあい空間「トイレ貸します」スタンプラリー事業
淀川区	あかりの輪をつなげよう～門灯大作戦～事業	東住吉区	紙芝居WA!WA!WA!隊事業
生野区	「なんでも相談いらっしゃ～い」推進事業	平野区	～おとなの学校プロジェクト～ひらの教育委員会事業
生野区	生野地域における在日韓国朝鮮人と日本人の共生福祉に関する啓発・行動事業	西成区	「おでかけサポートグッズ」事業

市全体での「地域福祉アクションプラン推進大会」

各区の地域福祉アクションプランの推進状況について、他区の住民や関係者に広くPRすることで、区域を越えた情報交換と情報の共有化を図り、今後の各区における地域福祉アクションプラン推進に寄与することを目的として開催しました。各区PRコーナーを設置するほか、各区の取り組み発表や講演等を行いました。

第1回

平成19年2月9日(金)午後1時30分～4時30分、大阪市立中央区民センター  
発表区 此花区・西淀川区・旭区・阿倍野区・住吉区・西成区  
講演「アクションプランの先に見えてくるもの」  
(関西学院大学社会学部 牧里 每治教授)

第2回

平成20年2月8日(火)午後6時30分～8時30分、大阪市立北区民センター  
発表区 此花区・西淀川区・生野区・阿倍野区・西区  
講演「アクションプランの理想と現実～これから目指すべき方向は?～」  
(桃山学院大学社会学部 松端 克文准教授)

第3回

平成21年2月18日(水)午後6時30分～8時30分、大阪市立北区民センター  
基調講演「これからの地域福祉とアクションプランを考える」  
(同志社大学社会学部 上野谷 加代子教授)  
意見交流(コーディネーター 上野谷教授)

テーマ 「福祉課題」 中央区・西区・西淀川区・東成区・住吉区・平野区  
テーマ 「地域連携・公民協働」福島区・港区・東淀川区・生野区・旭区・住之江区

講師の役職等は開催当時のものです。

